

計量行政審議会 でなされた意見

平成 28 年 6 月 10 日
経済産業省産業技術環境局計量行政室

計量行政審議会（平成 28 年第 1 回：5 月 20 日開催）において、各委員からなされた計量制度見直しの論点に関する意見は次のとおり。

視点 1 全体

【小野委員（国立研究開発法人産業技術総合研究所 特別顧問）】

- 平成 5 年当時にできていなかったことが現在ではできており、感慨深い。
- 平成 5 年以降、民間における校正・試験事業者認定制度が根付き、世界と比較しても劣っていない。また、ISO9000 や ISO17025 に代表されるような国際的な整合性が非常に進んだ。認定校正事業者が 100 社以上、認定試験事業者が 200 社以上でき、当該事業者を活用すべき。

【河村委員（主婦連合会 事務局長）】

- 全体的に効率化・コスト削減の面のみが強調されている。公正さが失われると消費者が不利益を被るため、消費者としては、適正な計量を行っている事業者に競争に勝って欲しい。
- 適正な計量は一消費者には分からないため、国の行政として、公正さの視点を各論点に取り入れるべき。

論点 1：計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）

【小野委員】

- 産総研が試験をしなければ型式を承認しないということではなく、校正事業者、認定試験事業者の力を信用できる状況になってきている。

論点 2：国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

【小林委員（一般財団法人日本品質保証機構 理事長）】

- 検定は各種認証制度の中でも最も厳しいものであり、なおかつ国家権力の即発動という側面もあるため、公平性、独立性、第三者に対する説明性、消費者からみて疑念を抱かれないような制度になっているかということが非常に重要。このような考えを受け、ISO では 17020 付属書 A で検査機関の独立性について規定しており、制度設計に当たってはこれを勘案すべき。
- 指定検定機関で取り扱う特定計量器のうち、はかりの場合は、都道府県等の財政問題等の理由によるものであり、指定検定機関の拡大については賛成。一方、現行の指定検定機関制度は昭和 48 年に環境計量器が特定計量器に追加された際に、都道府県では技術的な対応が難しいということで導入された制度であり、ユニバーサルな検定の実施を義務付けられたため、JQA では日本全域をカバーして検定を行って

いる。はかりと環境計量器では、取り巻く事情が大きく異なるため、そうした事情を十分斟酌して制度設計を行ってほしい。これらを1つの共通制度にしてしまうと、現在実施している環境計量器のユニバーサルな検定が維持できなくなり、地方利用者の利便性を損なう恐れがある。

- 器差のみ検定について、JQA では型式承認を実施しているが、年間 10 件程度の型式承認に数億円の投資を行っている。JQA では検定と型式承認を一つの枠組みで運用しており、環境計量器の指定検定機関に器差のみの検定機関が参入すると、検定での収入が減少し、枠組みの維持が困難になる。このような制度改革が実現されると、利用者の利便性の低下や、検定料金の大幅な増加等を招く恐れがあり、制度設計に当たっては、こうした利用者の不利益が生じないように十分留意すべき。

【小野委員】

- 留意すべき点はあるものの、認定試験事業者、認定校正事業者を活用すべき。

論点 5：適正計量管理事業所制度の要件の見直し等

【河村委員】

- 適正計量管理事業所の負担を軽減する場合、事業者にメリットがあれば良いということだけでなく、負担軽減後も公平さ・適正さが担保されていることが重要。

論点 6：基準器と計量標準供給制度（JCSS）校正計量器の共通化

【小野委員】

- 基準器検査に関しても、民間事業者の能力を活用すべき。

論点 7：スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直し

【一村委員（国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授）

- （1）スマートメーター化について、技術革新や社会的環境変化は数年単位でも変わる。今回の論点では、どのぐらいの年限を想定しているのか、時間スケールを明確にして議論すべき。
- スマートメーター化に関しては OIML でも議論はあまり行われていないようであるが、日本が率先して世界を引っ張っていくような枠組みの構築の仕方や視点の置き方を論点に盛り込むべき。

【葛西委員（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事）

- （1）スマートメーター化について、ユーザーは、家庭内エネルギーに関して、コスト面と環境面で関心があるが、生活の中でどれほど使用しているか数字が明らかには伝わってこない。
- スマートメーター化によって環境とコストの情報が一本化され、エネルギーコストの効率化が進むと思われるため、ユーザーにとって非常に歓迎すべきもの。

論点 8：特定計量器として規制することを検討すべき計量器

【小野委員】

- （１）自動はかりについて、諸外国では規制されているが、日本では JIS が間もなくできるものの、現状では規制されていない状況。世界の自動はかり市場の中で、質の悪い計量器が規制のない国に集中することはあり得る。日本はそういう状況にあったのか検証する必要あり。特定計量器に追加しなくてもいいという訳ではないが、多大な損失や弊害がなければ、JIS 化によって様子を見るのも一案。
- （２）水素ディスペンサーについて、水素ステーションが 100 か所に至っていないという状況のようであるが、特定計量器に追加すべきか今見極めていいのか。いずれにせよ、特定計量器への追加の有無に関わらず、技術開発は先に進めるべきであり、国際標準なども絡むのであれば、日本が主導していくという活動もあわせて進めるべき。

論点 9：計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し等

【松村委員（一般社団法人日本環境測定分析協会 副会長）】

- （１）計量証明事業者の事業区分・所有機器の見直しについて、例えば、必要な機器のみを記載して別途規定を作るなど、事業区分の細分化や機器の見直しが必要。
- （２）都道府県による計量証明事業者に対する指導について、技術的要件の整理やガイドライン等の設置が必要。あわせて、都道府県の指導者の人材育成や、育成が困難であれば外部人材の利用できるようなシステムを検討すべき。

論点 10：計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直し

【河村委員】

- （１）ISO の認証制度の活用による計量証明検査の免除について、ISO を取得しているからといって簡単に計量証明検査を免除していいのか疑問。

【松村委員】

- （１）ISO の認証制度の活用による計量証明検査の免除と、（３）計量証明検査の内容について、各国とも国際標準に対応しているといいつつ、各国のレベルは相当開いているのが現状。日本は、工業製品でもそうであるが、基盤となるデータを出す技術力は圧倒的に優れている。こういう状況で、ISO17025 等の国際標準のみを認めるとなると、日本にとってのデメリットもあると強く感じる。
- このような点も含め、官民一体となって、ビジネスも考えつつ、日本がイニシアティブをとれるような枠組みを考えるべき。